

平成27年2月10日
東海北陸厚生局

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復師の施術に係る療養費について、東海北陸厚生局及び静岡県との共同による監査を実施した結果、不正な請求を行っていた柔道整復師に対し、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏名 酒井 佑真（さかい ゆうま）
施術所名 まるちゃん鍼灸整骨院
施術所所在地 静岡県浜松市北区初生町1303-9
セントポーリア濱田ビル1F

※ 受領委任の取扱いの中止相当とは

本来、受領委任の取扱規程第2章13に規定する中止措置とすべきであるが、既に施術所を廃止して中止ができないため、中止と同等の措置（以後原則として5年間受領委任の取扱いを認めない。）を行うものである。

2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成27年2月11日

（当該柔道整復師は、以後原則5年間療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 「受領委任の取扱い中止相当」の措置に至った経緯

- (1) トレーナー契約を締結している高等学校へ赴き、生徒に対して部活動終了後に治療を行い、療養費として請求しているとの情報提供があった。
- (2) 平成25年9月27日に当該柔道整復師に対し、東海北陸厚生局と静岡県が共同で個別指導を実施したところ、柔道整復師による聴取内容、施術録の記載内容から療養費の請求内容に疑義が生じたため、個別指導を中断した。
- (3) 平成26年2月28日、同年5月23日、同年7月18日及び同年9月19日に東海北陸厚生局と静岡県が共同で監査を実施したところ、施術所以外の場所で施術を行ったにもかかわらず、施術所で行ったとして、不正に療養費の支給申請を行っていた等の事実を確認した。
- (4) 当該柔道整復師は、既に平成25年9月28日に施術所を廃止しているため、平

成 2 7 年 2 月 1 1 日付で当該柔道整復師の療養費の受領委任の取扱いを中止相当とすることとした。

4 「受領委任の取扱い中止相当」の措置に至った事由

(1) 監査において判明した不正請求の主な事例

施術所以外の場所で施術を行ったにもかかわらず、施術所で行ったとして、不正に療養費の支給申請を行っていた。(その他の請求)

(2) 監査において判明した不当請求の主な事例

- ・ 施術録に、患者の主訴・症状経過の記載がないにもかかわらず、不当に療養費の支給申請を行っていた。
- ・ 継続した施術を行ったにもかかわらず、誤って初検の施術を行ったとして、不当に療養費の支給申請を行っていた。

(3) 監査時に判明した不正・不当請求額

平成 2 3 年 6 月から平成 2 5 年 6 月施術分

不正金額 2 7 名分 金額 7 7, 4 2 7 円

不当金額 5 名分 金額 1 0, 2 8 0 円

5 今後の対応

- (1) 今回の監査時に判明した不正及び不当請求額については、当該柔道整復師から保険者へ返還するように指導していく。

また、当該柔道整復師に対しては自主点検を指示し、過去に上記 4 (1) 及び (2) と同様の事例がある場合は、自主返還を指導する。

- (2) 保険給付の適正化を図るため、柔道整復師に対して、療養費の支給申請等に係る適正な取扱いについて、更に指導を徹底し、再発防止に努めていきたい。

※根拠通知

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 2 2 年 5 月 2 4 日付保発 0 5 2 4 第 2 号 最終改正：平成 2 5 年 4 月 2 4 日付保発 0 4 2 4 第 2 号)

当該施術所は、同通知別添 2 「受領委任の取扱規程」に基づき、東海北陸厚生局長及び静岡県知事の承諾を得て受領委任の取扱いを行っていたが、「受領委任の取扱規程」第 2 章 1 1 (施術所の制限) に違反したものである。

※受領委任の取扱い

療養費は、本来、患者が費用の全額を支払った後、保険者へ請求を行い、現金給付を受けること(償還払い)が原則であるが、例外的な取扱いとして、地方厚生局長及び都道府県知事と柔道整復師が受領委任の契約を結ぶことによって、患者は窓口で自己負担分相当額を支払い、残りは柔道整復師が柔道整復施術療養費として保険者へ請求を行い、現金給付を受ける。